

平成18年5月22日

各 位

会 社 名 株式会社 三 城
代表者名 取締役社長 アルメル・カイエール
(コード番号：7455 東証・第1部)
問合せ先 総務チーフ 森 京子
(TEL 03-5159-8751)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、平成18年6月27日開催予定の第58回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の主旨および目的

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
- (2) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずにとり決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。
- (3) 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。
- (4) 現行定款に定めが置かれていなかった会計監査人の章を新設し、会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。
- (5) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設するものであります。
- (6) その他、会社法が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更の効力発生日

平成18年6月27日(火)

以 上

別 紙

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (省 略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることのできない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当会社の発行する株式の総数は、2億2,300万株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることのできない事故その他の<u>の</u>やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する<u>方法により</u>行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、2億2,300万株とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当会社の株式については、株券を<u>発行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p><u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(<u>1単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第7条</u> 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。</p> <p>② 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。</p> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨</u>を請求することができる。</p> <p>(<u>株式取扱規則</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会<u>で</u>定める株式取扱規則による。</p> <p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>② <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第8条</u> 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>② 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。</p> <p>(<u>単元未満株式の売渡請求</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の<u>数</u>と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売渡すこと</u>を請求することができる。</p> <p>(<u>株式取扱規則</u>)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび<u>売渡し</u>、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において</u>定める株式取扱規則による。</p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公告する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>(基準日)</u></p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要がある場合は、<u>取締役会の決議をもって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とする</u>ことができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>② 株主総会は、<u>当会社の本店の所在地またはこれに隣接する地のほか、横浜市もしくは兵庫県姫路市において招集する。</u></p> <p>(第11条から移設)</p>	<p>③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(第13条へ移設)</p> <p>(第13条②へ移設)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 <u>当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>② 株主総会は、<u>東京都区内、神奈川県、兵庫県において招集する。</u></p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第13条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第11条②から移設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p>② 前項に定めるほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、<u>議決権を行使することができる他の株主に委任してその議決権を行使することができる。</u></p> <p>② 株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p><u>(議事録)</u></p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、<u>議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名してこれを当会社に保存する。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第17条 当会社に取締役15名以内を置く。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>③ 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>② 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削 除)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議をもって当 会社を代表する取締役を定める。</p> <p>② 取締役会は、その決議をもって取 締役会長、取締役社長各1名および 取締役副社長、専務取締役、常務取 締役各若干名を選任することができる。 る。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定め ある場合を除き、取締役社長がこれ を招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、 取締役会においてあらかじめ定めら れた順序により、他の取締役がこれ にあたる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締 役および各監査役に対し、会日の3日 前までに発するものとする。ただ し、緊急のときはこれを短縮するこ とができる。</p> <p>② 前項の通知は、取締役および監査 役の全員の同意があるときは、これ を省略することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半 数が出席し、出席取締役の過半数を もってこれを決する。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって当 会社を代表する取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取 締役会長、取締役社長各1名、取締 役副社長、専務取締役、常務取締 役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定め がある場合を除き、取締役社長がこれ を招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、 取締役会においてあらかじめ定めた 順序に従い、他の取締役が取締役会 を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締 役および各監査役に対し、会日の3日 前までに発するものとする。ただ し、緊急のときはこの期間を短縮す ることができる。</p> <p>② 前項の通知は、取締役および監査 役の全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで取締役会を開催 することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わる ことのできる取締役の過半数が出席 し、その過半数をもってこれを決す る。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第24条 (省 略)</p> <p><u>(取締役会の議事録)</u></p> <p>第25条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名してこれを当会社に保存する。</u></p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第26条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会でこれを定める。</u></p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>② <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 当社は、<u>商法第266条第19項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の定員) 第29条 当社の<u>監査役5名以内を置く。</u></p> <p>(監査役の選任) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 監査役は、<u>その互選をもって常勤の監査役を定めなければならない。</u></p>	<p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第29条 当社の<u>監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法) 第30条 監査役は、株主総会の<u>決議によって選任する。</u></p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 常勤の監査役は、<u>監査役会の決議によって選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>② 前項の通知は、監査役の全員の同意があるときは、これを省略することができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名してこれを当会社に保存する。</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第37条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会でこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは<u>この期間</u>を短縮することができる。</p> <p>② 前項の通知は、監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催</u>することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の選任方法)</u></p> <p><u>第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p><u>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="288 257 496 293">第6章 計算</p> <p data-bbox="220 315 368 351">(営業年度)</p> <p data-bbox="201 365 772 443">第39条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p data-bbox="220 504 395 539">(利益配当金)</p> <p data-bbox="201 551 780 674">第40条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p data-bbox="371 768 517 804">(新 設)</p> <p data-bbox="220 949 368 985">(中間配当)</p> <p data-bbox="201 996 780 1205">第41条 当社は、取締役会の決議をもつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p data-bbox="220 1220 488 1256">(配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="201 1267 780 1476">第42条 利益配当金および中間配当金については、その支払を開始した日から満3か年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p data-bbox="260 1489 780 1568">② 利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p data-bbox="898 257 1106 293">第7章 計算</p> <p data-bbox="829 315 978 351">(事業年度)</p> <p data-bbox="810 365 1393 488">第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p data-bbox="829 504 1069 539">(剰余金の配当等)</p> <p data-bbox="810 551 1393 759">第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p data-bbox="869 772 1393 936">② 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p data-bbox="829 949 978 985">(中間配当)</p> <p data-bbox="810 996 1393 1205">第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p data-bbox="829 1220 1222 1256">(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p data-bbox="810 1267 1393 1433">第45条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p data-bbox="978 1489 1123 1525">(削 除)</p>